

令和4年9月30日

太子町長 服部 千秋 様

太子町行財政審議会

会長 玉田 純造



下水道使用料の改定について（答申）

令和4年7月22日付け太上下水第362号で諮問がありました標記の件につきまして、下記のとおり答申します。

記

1. はじめに

本町の下水道事業会計は、平成30年4月1日から地方公営企業法を適用し、財政健全化に向けて取り組んでいるところですが、現在の下水道使用料体系では、本来下水道使用料で賄うべき汚水処理費を賄いきれず、一般会計からの繰入金に頼った経営となっている。このような経営環境の中、今後、老朽化した下水道施設の更新に莫大な費用が必要となり、一方、収入面においては、人口減少による使用料の減収が予測され、今後も厳しい経営環境が続くことが想定されることから、本町の下水道事業が将来にわたり安定的に事業経営を行うための下水道使用料の改定について、次のとおり慎重に審議した。

2. 審議経過

第1回（令和4年7月22日）

下水道の基本的な考え方として、下水道のしくみ、下水道使用料の考え方及び下水道事業会計の現状についての説明を受けた。

これに対して、汚水処理費が高い要因、本町の一般的なモデルケース、一般家庭と企業との使用水量の比率、起債残高が多い要因、下水道未接続世帯の割合及び対応方法の質疑を行った。

第2回（令和4年8月24日）

下水道使用料の改定について、過去の使用料改定の状況、下水道使用料の基本的な考え方、今回の使用料改定の基本的な方針、ケース別改定率、使用料改定案及び財政収支計画についての説明を受けた。

これに対して、新型コロナウイルス感染症に係る料金の減免額及び実施期間、使用料改定のタイミング、使用料改定案の再考について質疑を行った。

第3回（令和4年9月22日）

下水道使用料の改定について、ケース別改定率及び経費回収率、使用料改定案、財政収支計画、兵庫県内の下水道使用料体系の状況及び兵庫県内の水量別下水道使用料の状況についての説明を受けた。

これに対して、使用料改定案の各階層別の割合、改定率、使用料改定の実施時期、今後の見直し方針を定めた中長期的な計画の作成について質疑を行った。

第4回（令和4年9月30日）

下水道使用料の改定について、各階層別の割合、使用料改定案についての説明を受けた。

これに対して、使用料改定案の内容、今後の使用料改定の方針、改定時期について質疑を行った。

3. 審議結果

上記の審議経過を踏まえ、以下の意見を付し、原案のとおり改定することが適当である。

- (1) 汚水処理費の経費削減に向け、近隣市町の取り組みを参考に、最大限努力すること。
- (2) 今後の使用料改定においては、中長期的な経営戦略を策定し、見直しの期間など使用料改定の指針を定めること。
- (3) 下水道使用料の改定に当たっては、広報やホームページで十分な周知を行い、住民の理解を得るよう努めること。

4. 改定額について

今回の使用料改定にあたり、基本使用料及び超過使用料については以下のとおりとする。

単位：円（税抜）

一般汚水（1ヶ月につき）				
	使用水量	現行	改定後	上昇率（%）
基本使用料	10 m ³ まで	1,100	1,320	20.0%
超過使用料 （1 m ³ につき）	10 m ³ を超え 30 m ³ までの分	125	150	20.0%
	30 m ³ を超え 50 m ³ までの分	160	190	18.8%
	50 m ³ を超え 100 m ³ までの分	195	235	20.5%
	100 m ³ を超え 300 m ³ までの分	235	270	14.9%
	300 m ³ を超える分	290	305	5.2%

平均改定率 18.7%